平河町通信

令和8年
3月15日
第91号

発行
内外政治
研究G
代表 宮田修一

身分証明書の旧姓だけの記載は認めず

高市首相答弁で「別姓化」の懸念払拭

旧氏（姓）使用の法制化をめざす高市早苗首相は3月2日の衆院予算委で、「厳格な本人確認に用いられる書類などについては併記を求める検討が当然必要になる」と答弁し、パスポートや運転免許証、マイナンバーカードについては、旧姓だけの「単記」は認めない考えを示しました。

高市首相は黄川田大臣に『旧氏の単記も可能とする基盤整備の検討』を指示しましたが、説明不足もあって「単記」の拡大は事実上の別姓制度になりかねないとの不安を一部に抱かせました。首相の答弁はこうした懸念を払拭するもので、今後は公的文書の「単記」をどの範囲まで認めるかなどが課題となります。

首相答弁（3月2日）

「単記も可能」は昨年の自民検討チームの提示

「単記」はそもそも、高市首相が唐突に打ち出したのではなく、石破政権下の昨年6月に自民党の「氏制度のあり方に関する検討ワーキングチーム（WT）」が総務会に提出した「基本的考え方」に加えたものです。

WTは有識者へのヒアリングなどを経て、家族の一体感の維持の必要性や親子別姓が子どもに与える影響などを指摘。戸籍制度を維持した上で「旧氏の使用の拡大・周知をより一層推し進める」としましたが、最終段階で「旧氏の単記も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討を進める」との文言が入った経緯があります。これは、党内の別姓推進派との攻防の末の「妥協」という側面もありました。

単記の文書交付は「併記の身分証」提示が前提

高市政権は戸籍制度には手を付けないで夫婦・家族の同姓制度を堅持し、希望者の旧姓使用を法的に裏付ける「旧氏の使用に関する法律（仮称）」を制定する予定です。なお、法律名に「通称使用」の表記がないのは、芸名やペンネーム、在日外国人が登録している「通称」などとの混同を避けるためで、当通信もこれに倣います。

国や自治体のほか公私の団体に対して希望者が「単記」の公的文書交付を求める場合、高市首相の言う「厳格な本人確認」ができる住民票やマイナンバーカード、運転免許証等で申請することになると思われます。ただ、政府には今後、精緻な制度設計を行い、国民に不安を抱かせないよう分かりやすく説明することが求められます。

「免許証などは旧姓だけの記載」は事実誤認

「単記の検討」が不安や混乱を招いたのは、維新が連立政権に加わる前の昨年6月に出した「通称使用法案」（衆院解散で廃案）への疑念が影響したとの指摘もあります。同党の法案は、旧姓使用の希望者はマイナンバーカードなどに「旧姓のみ」を記す（単記）内容になっていました。

また、メディアの一部は「旧姓でパスポートや免許証が使えるよう『旧姓の単記』検討を指示」と表現した記事を掲載。高市首相が懸念を否定した後の3月5日になっても、共同通信が、「（自民党の部会が政府に）運転免許証などの公的証明書に旧姓だけを記載する『単記』も可能とする法制化の検討を盛り込むよう求めた」とする事実誤認の記事を配信、これが地方紙に掲載されて混乱に輪をかけました。

朝日・毎日は「身分証は併記」に落胆

一方、朝日新聞は高市首相の答弁直後、「『旧姓単記』のはずが・・・」などの見出しで記事を掲載。「旧姓単記が実現すれば、通称使用拡大の方針に一定の理解が広がる可能性があった」「選択的夫婦別姓の導入に向けた政治的な機運が失われる可能性がある」などの記事を載せました。いつから「通称使用拡大」に舵を切ったのか不思議な記事ですが、「単記」の拡大が進めば夫婦別姓が実現するかもしれないと期待していたことを示す内容です。毎日新聞も社説で「旧姓の単記は限定的な書類にしか認められず、ほとんど意味をなさないものとなるだろう」と失望を隠しません。

百地章・日大名誉教授の話

高市首相の答弁は、国民の多くが日常的に持ち歩いて使うマイナカードや免許証などの身分証明書は併記になって戸籍名がしっかり残るということだ。詳細は明らかになっていないが、夫婦同姓制度が、戸籍上だけの形式的なものになる恐れはなくなったと考えてよいだろう。